

広資料第210号  
令和6年3月25日  
環境部環境課  
市民情報提供資料

武蔵村山市における令和6年4月1日以後の事故由来  
放射性物質飛散対応指針の改正について

令和6年4月1日付で「武蔵村山市における令和6年4月1日以後の事故由来放射性物質飛散対応指針」を別紙のとおり改正いたしましたので、お知らせします。

## 武蔵村山市における令和6年4月1日以後の事故由来放射性物質飛散対応指針

この指針は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染状況についての測定に関し、令和6年4月1日以後の対応について定めることにより、市民の健康及び安心・安全を確保することを目的とする。

本市においては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）並びに当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針（平成23年内閣府、文部科学省、環境省策定。）及び放射線測定に関するガイドライン（平成23年文部科学省、日本原子力研究開発機構策定。以下「ガイドライン」という。）に則して、平成23年6月17日から放射性物質の測定を実施している。令和6年1月までの測定結果を踏まえ、今後の対応については、次のとおりとする。

### 1 空間放射線量の測定

#### (1) 測定頻度

緊急に測定する必要がある場合、測定を行うものとする。

#### (2) 測定場所

市役所敷地内における側溝等の放射性物質がたまりやすい場所とする。測定方法については、ガイドラインに基づき、地上から1mの高さで測定を行うこととする。

#### (3) 測定体制

放射線量測定器は、市で所有している機器を使用し、測定する。また、測定は、環境部環境課において行うものとする。

#### (4) 事故由来放射性物質の基準値

本市における空間放射線量の基準値は、法の規定に基づき年間1ミリシーベルトとする。年間1ミリシーベルトは、1時間あたりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトとなるが、原子力発電所の事故とは関係なく、自然界の放射線がもともと存在し、大地からの放射線は毎時0.04マイクロシーベルトであることから、測定時にはこれが加算されるため、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトは、毎時0.23マイクロシーベルトということになる。

このため、本市の測定基準は、引き続き、国が示した毎時0.23マイクロシーベルトとする。

(5) 基準値を超えた場合の対応

測定の結果、毎時0.23マイクロシーベルトを超えた場合は、側溝の泥の除去、落ち葉の回収、樹木のせん定、水による洗浄、ブラッシングなどを行った後、再度測定する。再度測定してもなお基準値を超えている場合は、市民等の立入りを禁止するとともに、法に規定する関係原子力事業者に対し協力を依頼するとともに、東京都に報告し、処分方法等について協議をする。

(6) 毎時1マイクロシーベルト以上の場合の対応

簡易な除染作業を行ってもなお毎時1マイクロシーベルトを超える高い箇所がある場合は、市民等の立入りを禁止するとともに、法の規定に基づき国に対し除染支援を要請するものとする。

## 2 土壌放射性物質の測定

(1) 測定頻度

緊急に測定する必要がある場合、測定を行うものとする。

(2) 測定場所

市立小・中学校、市が管理する公園等のほか、民間幼稚園・保育園等施設管理者から希望のあった施設について、くぼみ、建造物の近く、樹木の下や近く、建造物からの雨垂れの跡、側溝、水たまり、草地など周囲に障害物がある場所を避け、測定場所の中心付近で土壌を採取する。

(3) 測定体制

土壌放射性物質の測定については、専門的知識及び専門機器が必要となることから、民間事業者に委託するものとする。

(4) 事故由来放射性物質の基準値

国においては、土壌放射性物質の基準値を示していないことから、本市においても基準値は設けない。なお、厚生労働省が定めた一般食品の放射性セシウムの基準値は1キログラム当たり100ベクレルであり、農林水産省が定めた肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値は、1キログラム当たり400ベクレルである。また、農林水産省は、水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標を0.1としている。

## 3 プール水放射性物質の測定

(1) 測定頻度

緊急に測定する必要がある場合、測定を行うものとする。

(2) 測定場所

市立小・中学校プール及び市営プールとする。

(3) 測定体制

プール水の放射性物質の測定については、専門的知識及び専門機器が必要になることから、民間事業者に委託するものとする。

(4) 事故由来放射性物質の基準値

プール水の放射性物質の基準値については、国において示されていないことから、本市においても基準値は設けない。なお、厚生労働省が定めた飲料水の放射性セシウムの基準値は1キログラム当たり10ベクレルである。

4 学校給食食材放射性物質の測定について

(1) 測定頻度

緊急に測定する必要がある場合、測定を行うものとする。

(2) 測定対象食材

使用する食材のうち5検体を対象とする。

(3) 測定体制

食材中の放射性物質の検査については、専門的知識及び専門機器が必要となることから、民間事業者に委託するものとする。

(4) 事故由来放射性物質の基準値

厚生労働省が定めた一般食品中の放射性セシウムの基準値は、1キログラム当たり100ベクレルである。